１－１　環境基本法の概要

（１）環境への負荷・公害（第２条）

○「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
○「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

環境への負荷には、汚染物質等の排出、動植物等の損傷、自然景観の変更等があり、人の活動による環境への影響を対象としている。発生する騒音・振動も環境への負荷の一つである。

環境への負荷が被害を招くレベルに悪化すると、環境保全上の支障の原因となり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを公害という。

（２）環境基準（第 16 条）

○　政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定める。
○　環境基準に２以上の類型を設け、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定する場合には、２以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものは政府が、それ以外の地域又は水域にあってはその地域又は水域が属する都道府県の知事及び市長が、それぞれ行うものとする。
○　政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならない。

環境基準は、行政上の目標としての基準であり、環境保全上の支障を防止するための規制（第 21 条）等、個別の公害対策の実施に当たり、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つのかという目標を定めたものである。

知事及び市長が行う騒音に係る環境基準の類型指定は、自動車交通騒音に係るもの以外、自治事務である。

騒音に係る環境基準は、日常生活における睡眠妨害、会話妨害、作業能率の低下、不快感をきたさないことを基本とし、地域別・時間帯別に基準値が設定されている。

（３）環境保全上の支障を防止するための規制（第 21 条）

○　国は、環境保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。
「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置」

環境保全上の支障を防止するため（公害を防止するため）、排出等に関する規制について定めたものであり、騒音・振動の発生等の規制対象行為を例示している。

事業者等の遵守すべき基準は、騒音規制法第 4 条の規制基準、振動規制法第 4 条の規制基準のように、これを超える行為を禁止する規制手法である。

１－２　騒音規制法・振動規制法の概要

（１）目的

騒音規制法（振動規制法）は、工場・事業場における事業活動、建設工事及び自動車の運行に伴って発生する騒音（振動）を規制の対象とし、生活環境を保全して国民の健康を保護することを目的としている。

（２）規制の概要

ア　地域の指定

騒音（振動）の規制は、すべての地域において行うのではなく、生活環境を保全する観点から、住居が集合している地域、病院又は学校周辺その他住民の生活環境を保全する必要がある地域について行われる。

地域の指定は、県及び市が都市計画法に定める用途地域の種類別に従い、併せて地域の実情に応じて「字指定」等を行っている。

［指定の状況］　（令和２年 12 月 16 日現在）

法　　律	指定市町数	内　　訳
騒音規制法	２１	１４市７町
振動規制法	１９	１３市６町

イ　特定工場等に関する規制

指定地域内における工場・事業場のうち、著しい騒音（振動）を発生する施設（特定施設）を設置している特定工場等を規制しており、地域別・時間帯別に、特定工場等の敷地の境界線における騒音（振動）の大きさの許容限度（規制基準）を定めている。

特定工場等を設置しようとする者は、市町長に届出の義務があり、規制基準を遵守する義務がある。

市町長は、特定工場等において発生する騒音（振動）が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善勧告・改善命令を行うことができる。

ウ　特定建設作業に関する規制

指定地域内における建設作業のうち、著しい騒音（振動）を発生する施設を使用する特定建設作業を規制している。

建設作業騒音（振動）は、防止対策が困難なこと、工事自体が一時的であることなどの特殊性から、夜間作業や日曜・休日における作業の制限といった面にも配慮されている。

特定建設作業を実施しようとする者（元請業者）は、市町長に届出の義務があり、規制基準を遵守する義務がある。

市町長は、特定建設作業において発生する騒音（振動）が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善勧告・改善命令を行うことができる。

エ　自動車騒音に係る許容限度等

○許容限度の設定

国において、自動車から発生する騒音の許容限度（単体規制）を車種別に定めており、順次規制強化されている。

○測定に基づく要請及び意見

市町長は、測定の結果、指定地域内における自動車騒音が限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する。また、道路構造の改善等について、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

国は要請限度を定め、県及び市は要請限度を適用する区域を定めている。

○常時監視

県及び市は、自動車騒音の状況を常時監視し、国への報告及び公表を行う。

国は環境基準を定め、県及び市は環境基準を当てはめる地域を定めている。

オ　道路交通振動に係る要請

市町長は、測定の結果、指定地域内における道路交通振動が限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し、防止のための措置を要請し、又は、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する。

１－３　広島県生活環境の保全等に関する条例の概要

（１）概要

騒音・振動問題は、大気汚染や水質汚濁に比べ、極めて地域性の強いものであり、騒音規制法・振動規制法では、地域の自然的・社会的条件に応じて、条例で必要な規制を定めることを認めている。

県では、騒音規制について、条例特定施設の指定、深夜騒音規制等を行っている。

なお、条例に定める指定地域は、法に基づく指定地域と一致している。

（２）規制の種類

ア　条例に基づく特定施設を設置しようとする者の規制（法と同様）

イ　音響機器音（規制基準の設定）

ウ　学校等の周辺における騒音（禁止）

エ　深夜騒音（規制時間の設定）

オ　拡声放送（屋外営業宣伝の規制時間等の設定）

カ　風俗営業等の営業者（営業のための音響機器音を直接屋外に向けて発することの禁止）

１－４　騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)の目的及び定義

区分	項　目	内　容	根拠規定
目　的	騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。	騒音規制法（昭和43年法律第98号(以下「法」という。)）第１条
	広島県生活環境の保全等に関する条例	人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全する。	広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第35号）（以下「条例」という。）)第１条
定　義	特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令(条例施行規則)で定めるものをいう。	法第２条、条例第２条（騒音関係特定施設）
	特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令(条例施行規則)で定めるものをいう。（条例施設は法で定める施設と同じ。）	法第２条 条例第２条
	特定工場等	特定施設を設置する工場又は事業場をいう。	法第２条 条例第２条（騒音関係特定事業場）
	自動車騒音	自動車（道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車及び同条第３項に規定する原動機付自動車をいう。)の運行に伴い発生する騒音をいう。	法第２条
	音響機器音	音響機器（警音器、拡声器、蓄音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他これらに類する機器をいう。）から発生する騒音をいう。	条例第２条
	指定地域	住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域であって、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音並びに音響機器音について規制する地域として知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する地域をいう。	法第３条 条例第６条
	規制基準	特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音並びに音響機器音の大きさの許容限度をいう。	法第２条、第15条 条例第２条、第７条、第54条

１－５　振動規制法の目的及び定義

区分	項　目	内　容	根拠規定
目　的	振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。	振動規制法（昭和51年法律第64号）第１条
定　義	特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいう。	第２条
	特定工場等	特定施設を設置する工場又は事業場をいう。	第２条
	特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいう。	第２条
	道路交通振動	自動車（道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車及び同条第３項に規定する原動機付自動車をいう。）の運行に伴い発生する振動をいう。	第２条
	指定地域	住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域であって、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動及特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域として県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する地域をいう。	第３条
	規制基準	特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の大きさの許容限度をいう。	第２条、第15条

１－６　騒音・振動事務の実施主体

（１）騒音規制法及び振動規制法

事務の種類	事務の内容	実施主体
自治事務	規制地域の指定 規制基準の設定	県（町の区域） 市（市の区域）
	規制事務 （届出の受理、改善勧告･改善命令、立入検査等）	市町
法定受託事務	自動車騒音の常時監視	県市

（２）広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）

市町実施事務の根拠条例	事務の内容	実施主体
	規制地域の指定 規制基準の設定	県（県内全域）
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年条例第34号）	規制事務 （届出の受理、改善勧告･改善命令、立入検査等）	市町

１－７　　騒音規制法の体系図

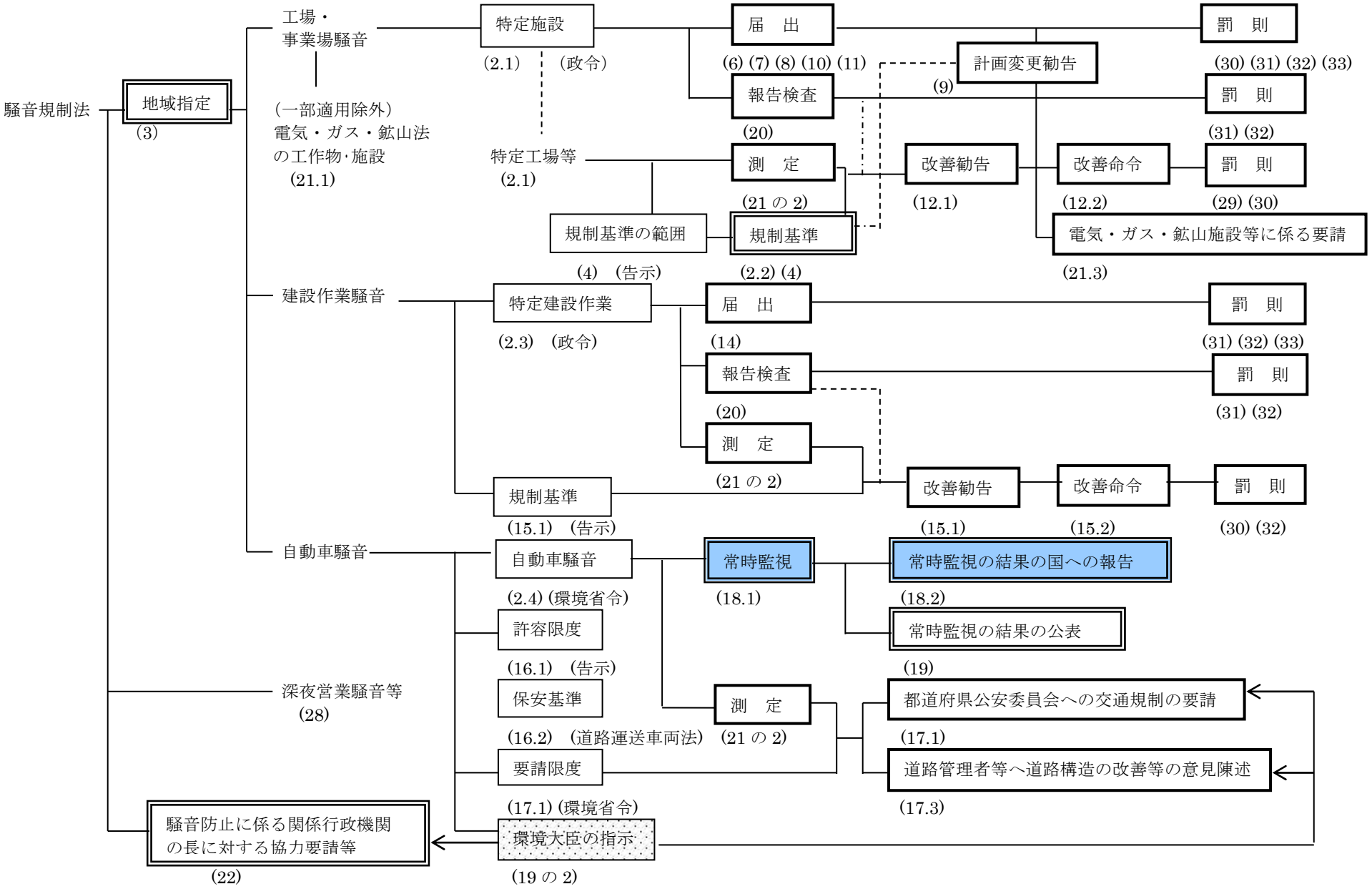

（注）１　図の項目以外に，国の援助(23)，研究の推進等(24)，市町村による事務の処理(25)，条例との関係(27)等について規定されている。
２　図中の（　）内は条文を示す。例えば（2.1）は法第２条第１項を示す。
３　図中の　　は法定受託事務，　　は国が関与する事務である。

１－８　広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）の体系図

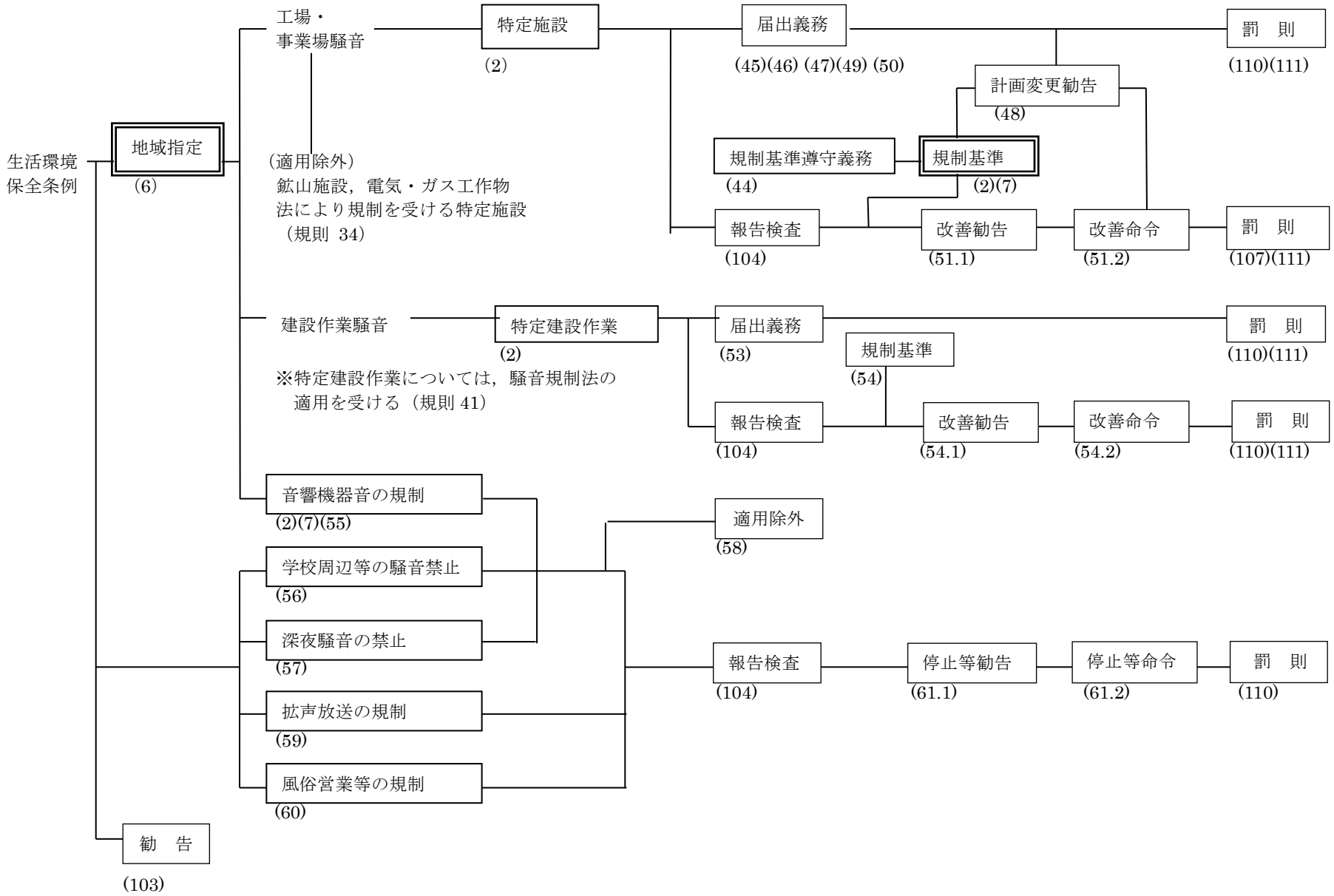

：県の長が行う事務
：市町長が行う事務

（注）１　図の項目以外に，小規模事業者に対する配慮(52)等について規定されている。
２　図中の（　）内は条文を示す。例えば（2.1）は法第 2 条第 1 項を示す。

１－９　　振動規制法の体系図

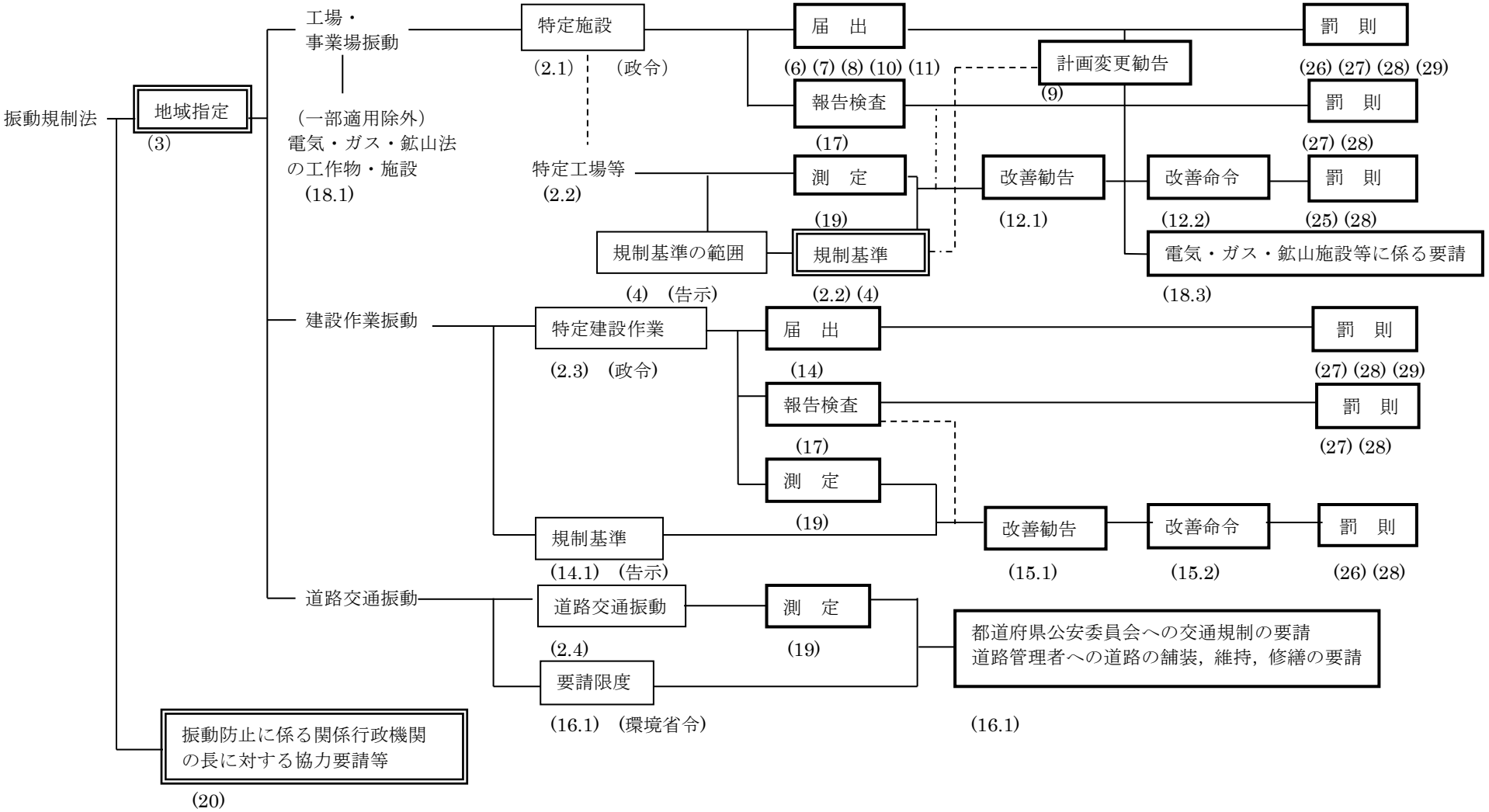

：国が行う事務
：都道府県及び市の長が行う事務
：市町長が行う事務

（注）１　図の項目以外に，国の援助(21)，研究の推進等(22)，市町村による事務の処理(23)，条例との関係(24)等について規定されている。
２　図中の（　）内は条文を示す。例えば（2.1）は法第２条第１項を示す。